

# 鳥取縣公報

## 規則

### 鳥取縣規則第六十九号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬  
実施規程並びに鳥取縣地方競馬登録規程の一部を次のよ  
うに改め公布の日から施行する。

昭和二十四年七月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣地方競馬実施規程中改正規程

第九條の次に次の一條を加える。

(馬丁の届出)

第九條の二 馬主又は騎手は馬の飼養管理を補助させ

馬丁を置くことができる。

2、馬主又は騎手は前項の規定により馬丁を置いたとき  
は、その氏名生年月日及び飼養管理を補助させてい

昭和二十四年七月二十六日  
第二千三十一号 火曜日

本書ノサハ國定規格A5判

る馬の馬名を遅滞なく委員長に届け出なければなら  
ない

第六十六條及び第六十七條中「競走を継続しよう  
するときは」を「競走を継続するためには」に改め  
る。第八十二條を次のように改める。

(制裁)

第八十二條 委員長は左の各号の一に該当する馬主、

騎手又は馬丁に対し戒告し又は当該競馬の最後の日  
までの期間、馬の出走を停止し若しくは騎乗を停止  
することができる。

一、第十條の規程による取調に応じなかつた者又は措  
置に従わなかつた者。

二、第二十五條第一号又は第二号に規定する者。

三、第六條第二項第五十一條第一項、第五十二條、第  
五十三條、第五十五條第六十條及び第六十三條から

第七十二條まで(第六十八條、第二項を除く)の規定に違反した者。

四、前各号に掲げる外競走の公正を害し又は競走に支障を生じさせた者。

第八十五條を次のように改める。

第八十五條 制裁審議会は第八十二條各号の一(第四十六條第二項及び第五十三條に違反した者を除く)に該当する騎手に対し縣が行う競走における一年以下の騎乗の停止を命ずることができる。

第八十七條の前の見出しを「(入場者、入場料及び専務従事者)」に改め同條第二項を次のように改め第三項を削る。

2、入場者に対しては入場券を交付する。

第八十七條の次に次の一條を加える。

第八十七條の二 競馬の開催に関係がある左の各号の一に掲げる者が競馬を開催している日に当該競馬場内においてその事務に従事しようとするときは第一号に掲げる者に対しては、き章を第二号から第五号

に掲げる者に対しては通行章を交付する。  
一、法案二十九條第二号第四号及び第五号に掲げる者。

二、馬主

三、警察官及び警察吏員

四、報道に従事する者

五、前各号に掲げる者以外の者であつて競馬の開催に必要な者、

2、前項第四号及び第五号に該当する者の範囲は知事がこれを定める。

第八十八條を次のように定める。

第八十八條 入場者に対しては入場券の改札を、前條の規定により通行章又はき章の検査を行う。

2、競馬場内にいる者に対しては入場券の檢札をし又は通行章若しくはき章の検査をする。

第九十條第一号中「無料入場証」を「通行章」に改める。

鳥取縣地方競馬登録規程中改正規程

第八條第一項第一号を次のように改める。

一、削 除

第八條第一項第三号中「法第十三條第二項第二号」を「法第十三條第二項及び第三号」に同條第二項中「前項第一号の馬」を「競走に出走させようとする所有馬」に同條第三項中「第一項第一号の馬」を「前項の馬」に改める。

第十六條第六号を次のように改める。

大馬主登録証又は馬登録証を變造若しくは偽造した場合第十六條第十号の次に次の一号を加える。

十一、一年以上の懲役に処せられた場合

第十九條第一項中「馬籍謄本、産駒証明書及び登録料金二〇〇円」を「登録料金二〇〇円及び軽種馬にあつては種畜法(昭和二十三年法律第五十五号)第八條に規定する家畜登録協会が発行した登録証明書又はその他馬の血統を証明する書類」に同條第四項中「他の都道府縣の登録」を「国営競馬の馬名登録又は他の都道府縣の登録に改める第二十條第二項中「及び産駒

証明書」を「登録証明書又はその他の馬の血統を証明する書類に改める。

第三十二條中「他の都道府縣の登録を受けているときは」を「国営競馬の馬名登録を受けているときはその旨、馬名登録番号及び登録年月日を他の都道府縣の登録を受けているときは」に改める。

◇鳥取縣規則第七十号

昭和二十三年十一月鳥取縣規則第八十六号へい獸処理場等に関する法律施行細則の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

昭和二十四年七月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條を次のように改める。

第一條 獸畜者がへい死した旨の届出を所有者又は管理者から受けたときは家畜防疫委員は直ちに別記様式第一号の事項に獸医師の診断書又は檢案書を添え所轄保健所長に届け出なければならぬ。

第七條第一項各号を次のように改める。

- 一、へい獣取扱場
  - 1へい獣を埋却しようとする区域は標識をもつて明らかにする。
  - 2 解体場は屋根を設け、地盤は不透透質材料で築造する。
  - 3 焼却場には、悪臭の発散を防ぐため高さ十米以上の煙突を設ける。
  - 4 取扱場の名称及び所有者の住所、氏名を掲示する。
- 二、化製場、
- 1 地盤はコンクリートとし、高さ一米以上の不透透質材料で腰張をする。
  - 2 排水溝を設け、汚物溜、血液溜には堅ろうなふたを設ける。
  - 3 換気設備を充分にし、原料の煮沸による悪臭の臭気抜を設ける。
  - 4 窓、出入口、排水口等は防虫、防その設備をす

第八條を次のように改める。

- 第八條 へい獣取扱場の所有者又は管理者は別記様式第二号の帳簿を備えこれに記載しなければならない。
- 第十二條の次に次の一條を加える。
- 第十二條ノ二 法第十二條に規定する市及び市街の町村の区域内において獣畜を收容し、又は飼養する者は、住所氏名獣畜の種類、頭数及び畜舎の構造設備を記載した届書を所轄保健所長に届け出なければならぬ。これを騰止したときは、その旨を届け出なければならぬ。
- 第十三條第一号中「による届け出を怠つた」を「に違反した」に改め次の一号を加える。
- 五、第十二條ノ二の規定による届け出を怠つた者

告示

鳥取縣告示第三百九十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第八條の規定により市町村農地委員会委員の総選挙に立候補しようとする者で覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を更に次の通り指定する。

昭和二十四年七月二十六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年七月三十日から  
同年八月一日まで

買収令書交付不能一覧表

記号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	対 価	報償金	買収 期日	交付 方法	支拂 時期	その他
----	---------------	-----	-------	-----	-----	----------	----------	----------	-----

彦名ち 彦名村 3,622.27  
彦名ち 彦名村 3,622.27

227.2 622.27 3,000

鳥取縣告示第三百九十七号

自作農創設特別措置法第三條の規定により昭和二十二年八月十日を以て買収した農地につき同法第九條第一項但書の規定によりこれを公告する。

昭和二十四年七月二十六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百九十八号

昭和二十四年五月実施された、定期種畜検査において次のものに種畜証明書が交付されたので告示する。

昭和二十四年七月二十六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治



同 八二 紅葉	同	二一、五、三〇	同	小鴨村	中垣覺次郎
同 八三 津村	同	二一、八、二	同	旭村	河南農協組合
同 四七 平和	同	二二、七、二五	同	倉吉町	山口 初藏
同 八四 治	同	二一、七、三〇	同	舍人村	舍人村農協組合
同 八五 金山	同	二〇、二、五	同	高城村	朝倉 富雄
同 八六 北窓	同	二一、二、三	同	旭村	川北 貞一
同 八七 義勇	同	二〇、六、一五	同	小鹿村	山口 春治
同 八八 早苗	同	二二、四、二七	同	北谷村	松島 爲藏
同 八九 福本	同	二〇、六、一七	二級	三徳村	野見 邦一
同 九〇 第二田中	同	二一、一、一〇	同	小鴨村	堀 春清
同 九一 池田	同	二〇、一〇、一四	同	旭村	吉田治之藏
同 九二 桑本	同	二一、二、二七	同	同	野廣 才藏
同 九三 乘本	同	二二、五、一	同	東郷村	山根 仲壽
同 四九 秋山	同	二二、五、三	同	同	飛村 常藏
同 五二 松本	同	二二、八、二四	同	小鴨村	中垣覺次郎
同 四八 御崎	同	二二、七、二五	同	旭村	川北 庄一
同 五〇 大下	同	二二、一、二	同	東郷村	梅田 節二
同 九四 第一壽	同	二二、三、二九	同	花見村	岡本 律三

同 九五 第一柿	同	二一、一、一	同	下北條村	岩垣 義雄
同 九六 井手	同	二一、六、五	同	大誠村	川本 信義
同 九七 光	同	二二、二、二二	同	西郷村	山本 豐藏
同 九八 杉谷	同	二二、一、五	同	東郷村	前田 卯一
同 九九 森田	同	二二、二、二五	同	小鴨村	森本慶治郎
同 一〇〇 東山	同	二二、九、二二	同	旭村	川北 庄一
同 一〇一 第四池田	同	二二、一、二〇	同	社村	小谷 時三
同 一〇二 第二山本	同	二二、一、一〇	同	小鹿村	長江 公夫
同 一〇三 中田	同	二一、九、一	一級	上小鴨村	安藤 條一
同 一〇四 小原	同	二二、三、二五	同	山守村	小林 岩雄
同 一〇五 虎	同	二二、三、二六	同	上小鴨村	衣笠 直市
同 一〇六 足羽	同	二二、七、一	同	山守村	笠原 豊
同 一〇七 米田	同	二二、一〇、二〇	二級	上小鴨村	衣笠 由美
同 一〇八 浜口	同	二二、一二、二七	同	南谷村	藤井 庫光
同 一〇九 第二藤	同	二二、九、一〇	同	北谷村	佐々木満壽
同 四一 高雄	同	二二、五、二九	同	浦安町	谷岡 重藏
同 四五 氾豊	同	二二、四、六	同	上小鴨村	野儀 慶藏
同 一〇九 岩間	同	二二、七、二七	一級	八橋町	橋谷熊次郎

同二一〇	増田一	同	二二、二	一	同	上郷村	平野 武義
同二一一	花島	同	二二、七	一	同	由良町	米田千太郎
同二一二	市川	同	二二、六	二七	同	古布庄村	徳丸 晋松
同二一三	岩本	同	同	同	同	同	千草久太郎
同二一四	勇光	同	二二、一	一	同	同	御古 秀好
同四四	前田	同	二二、八	一	同	同	千草久太郎
同二一五	惣水	同	二二、九	八	同	下郷村	齊尾 晃
同五五	榮	同	二二、六	一	二級	由良町	米田千太郎
同二一六	渡辺	同	二二、一〇	二六	同	浦安町	田口 朝信
同二一七	横山	同	二二、三	一八	同	下郷村	松田 政知
同二一八	日和	同	二二、二	一	同	八橋町	津山 実雄
同二一九	杉谷	同	二二、六	二五	一級	浦安町	森下 金藏
同二二〇	藤義	同	二二、四	一〇	同	同	種子 代吉
同二二一	井木	同	二二、二	二五	同	以西村	高力 稔
同二二二	川上	同	二二、三	三	同	安田村	野門口虎藏
同二二三	和仙	同	二二、一	八	同	同	眞山 光雄
同二二四	二瀬川	同	二二、一〇	五	同	下中山村	田川 太藏
同二二五	大石	同	二二、七	八	同	上中山村	金平 繁信

同四三	宮	同	二二、七	一八	二級	同	同
同二二六	梅雨	同	一九、六	二〇	一級	同	清水 梅吉
同二二七	高山	同	二二、一	一	二級	同	金平 繁信
同二七二	第二柿	同	二二、七	一八	同	成美村	田中 壽光
同二三〇	翠龍	同	二二、二〇	二〇	同	赤碕町	鳥取縣種畜場
同二三一	旭	同	二二、一〇	一〇	同	同	同
同二三二	第十五壽龍	同	二二、一	一六	同	同	同
同五六	生田	同	二二、一〇	一八	同	同	同
同六〇	幸淺	同	二二、八	二〇	同	同	同
同五七	第二矢筈	同	二二、四	三〇	同	同	同
同二四七	第四十三キングベツシオン	同	一九、一	二八	一級	同	同
同二四八	第九比叡	同	二二、五	七	二級	同	同
同二四九	セダーロンオブ	同	二二、二	一一	同	同	同
同二五〇	サーロメオブライド	同	二二、八	九	同	農林省鳥取種畜牧場	同
同二五一	ヘンドリツクアドミラル	同	二二、一	二五	同	同	同
同二五二	ジュラルデンサーガヴァナー	同	二二、五	一九	同	同	同

同二四二	昭福	同	黒毛和種	二一、八、五	一級	岩美郡宇倍野村	岡垣弥平治
同二四三	谷川	同	同	一九、七、二六	二級	同	西垣 繁藏
同二四四	西川	同	同	二〇、一、一六	同	鳥取市西品治町	奥田 順勝
同二四五	福本	同	同	二〇、三、三	同	岩美郡大茅村	岡本 滋治
同二四六	第三唐川	同	同	二一、五、二八	同	津ノ井村	福田 龜治
同二五三	北久	同	同	二一、七、二四	同	鳥取市西品治町	奥田 順勝
同二五四	松戸	同	同	二一、一〇、一五	同	岩美郡成器村	米山 長藏
同二五五	瑞晃	同	同	二二、二、二	同	鳥取市吉方町	清水 秀雄
同 一九	富井	同	同	二二、五、一	同	岩美郡米里村	福田 壽男
同二五六	アイデアルインカ キングアジロンチユンキー	同	ホルスタ イン種	二二、四、二八	三級	鳥取市吉成区	大畑 太郎
同二五七	美茶	同	黒毛和種	二〇、一、一六	二級	岩美郡蒲生村	日下部清藏
同二五八	中野	同	同	二〇、三、二八	一級	福部村	浜本榮太郎
同二五九	米田	同	同	二〇、七、一四	二級	同	西尾 政市
同二六〇	第三高政	同	同	二一、二、八	同	本庄村	松村 長吉
同二六一	青龍	同	同	二一、三、一五	同	岩井町	灘波 梅吉
同二六二	桂	同	同	二一、一〇、三	一級	小田村	神谷 信一
同二六三	瑞榮	同	同	二一、八、二六	同	本庄村	松村 長吉
同二六四	善峰	同	同	二一、七、一〇	同	西伯郡所子村	野口宗一郎

同二六五	福富	同	同	二一、九、一〇	同	同	大塚 光三
同二六六	第二若王	同	同	二〇、八、一三	同	大山村	松原 長唯
同二六七	若王	同	同	一七、五、三〇	同	同	原口 卯平
同二六八	高木	同	同	二〇、一〇、二八	同	同	小村 万六
同二六九	艶本	同	同	二一、四、二〇	同	大山村	遠藤権太郎
同二七〇	治水	同	同	二〇、七、二	同	高麗村	田中貞次郎
同二七一	明春	同	同	二二、二、二一	同	同	石橋一之助
同二七二	紫	同	同	二一、六、二〇	同	淀江町	遠藤 壽雄
同二七三	竹松	同	同	二一、一〇、一〇	同	大山村	橋本 勝次
同二七四	風花	同	同	二〇、六、一	同	淀江町	富田嘉一郎
同二七五	村山	同	同	二一、一、一五	同	宇田川村	森田 健三
同二七六	大山	同	同	二二、三、三	同	同	同
同二七七	武益	同	同	二二、五、一八	同	淀江町	橋本誠之助
同二七八	春溪	同	同	二一、二、一	同	大幡村	渡辺 勝藏
同二七九	山吹	同	同	二一、九、一六	同	幡郷村	船橋 知章
同二八〇	廣定	同	同	二二、二、五	二級	所子村	船原 益吉
同二八一	則美	同	同	二二、一、一六	同	大高村	伊達 重政
同三五デモンKMGアチユヘーロ	ホルスタイン種二二、三、二三	同	同	同	同	所子村	金田 守夫

同 一八二	田中	黒毛和種	二二、九、二八	同	同	野口宗一郎
同 一八三	豊美	同	二一、六、一〇	一級	同	谷本 退藏
同 一八四	道花	同	二〇、七、二五	同	同	谷 又一
同 一八五	国安	同	二一、一、五	二級	同	寺井 光則
同 一八六	夏一三	同	二一、七、一九	同	同	野口 輝
同 一八七	高峰	同	二二、二、一〇	同	同	橋本 鼎一
同 三一	保次	同	二二、二、一八	同	同	角田 義治
同 一八八	勝部	同	二二、一、二五	同	同	幸本善太郎
同 六二	秋田	同	八、五、七	同	同	国本 壽秋
同 一八九	榮光	同	八、五、七	同	同	加川 潔
同 一九〇	桂川	同	一九、二、三〇	一級	同	加川 潔
同 一九一	住田二	同	一八、七、五	同	同	野口 利市
同 一九二	前大	同	二一、七、二〇	同	同	前田 巖
同 三四	永	同	二〇、一、三	同	同	横山 頼介
同 一九三	第三保命	同	二二、七、二〇	同	同	三浦 高一
同 一九四	日吉	同	二一、五、三〇	同	同	敷倉喜八郎
同 一九五	義行	同	二二、四、二	同	同	増田 尊
同 一九六	佐伯	同	二〇、七、一五	同	同	磯岩 能造
		同	二一、二、七	同	同	内藤 武男

同 三二	西岩	同	二一、一、五	二級	同	高橋 彰一
同 三三	第二金房	同	二二、五、一〇	同	同	谷本 石藏
同 三七	若福	同	二二、一、五	同	同	齊木 淳
同 一九七	忠義	同	二二、五、五	同	同	増田 尊
同 一九八	平岩	同	二一、七、一〇	同	同	谷本 石藏
同 一九九	サーバターキングダツキサツブ	同	二一、二、二六	同	同	齊木 光昌
同 二〇〇	富友	同	二一、二、二一	一級	同	川本 映一
同 二〇一	初梅	同	一九、四、七	二級	同	坪井 貞良
同 二〇二	龍振	同	一七、五、八	同	同	中口 傳次
同 二〇三	明豊	同	二二、九、二八	同	同	大山初太郎
同 二〇四	高藤	同	二二、七、一八	同	同	塚崎 朝一
同 二〇五	米内	同	二二、一、二七	同	同	磯岩 邦夫
同 二〇六	雛三	同	二二、四、一〇	同	同	山崎 元一
同 二〇七	波月	同	二二、六、二五	同	同	内田 勇一
同 二〇八	大三	同	二二、一、二、五	同	同	山崎 元一
同 二〇九	清玉	同	二二、一、一、一	同	同	敷倉喜八郎
同 二一〇	花岡	同	二二、一〇、一五	同	同	黒田 英知
同 二一一	友二	同	二二、一〇、一五	同	同	加川 潔



同 五 住田	同	二二、八、二四	同	福榮村	山崎 德義
同二四二 欠城一	同	二二、一、一八	同	日野上村	梅林 武市
同二四三 第二玉	同	二二、六、一八	同	山上村	山浦 林戈
同二四四 山榮	同	二二、六、八	二級	福榮村	名谷 義治
同二四五 稔	同	二二、八、二二	同	石見村	小谷 定治
同 七 第二榮山	同	二二、六、五	同	福榮村	名谷 義治
同二四六 昭榮	同	二〇、四、二八	同	阿毘縁村	岩田 榮藏
同 五九 吉	同	二二、七、二八	同	大宮村	板倉 祐壽
同 四 福原	同	二二、五、一〇	同	多里村	出垣甚太郎
同二四七 新玉	同	二二、一、一	同	同	板持 兵藏
同二四九 上萩野	同	二二、一、一三	三級	福榮村	長谷川利八
同二四八 美靜	同	一四、五、二三	二級	日光村	林原 忠義
同二五〇 日勝	同	一七、五、二	同	江尾町	岡田利三郎
同二五一 辰見	黒毛和種	二二、五、二	一級	米沢村	森 房美
同 一 常富	同	二二、一、二五	同	同	筒井 道治
同 二 菅田十七	同	二二、五、三	同	江尾町	下村薫次郎
同二五二 高力	同	二二、一〇、一	同	神奈川村	影山 獲昌
同二五三 荒神一	同	二二、九、一〇	同	同	加藤 雅雄

同二五四 第二森田	同	二〇、六、二二	同	日光村	砂口 繁弘
同二五五 旭定	同	一九、五、二三	二級	同	相見 秋常
同二五六 神風	同	二〇、五、一	同	米沢村	川上 傳
同二五七 初榮	同	二二、七、二	同	同	同
同二五八 林	同	二二、四、二〇	一級	江尾町	長尾 保一
同二五九 国光	アノ糸種	一五、六、七	二級	米沢村	森田 譽治
同二七三 軍玉	中半血種	一五、四、一五	同	山上村	青戸 与治
同二六〇 高砂	黒毛和種	二二、四、二五	一級	氣高郡中郷村	小林 昌治
同二六 太田	同	二二、六、九	同	勝谷村	田村 米藏
同二六一 秀菊	同	二二、一、五	同	勝部村	尾崎 秀吉
同二六二 松風	同	二二、六、二	同	瑞穂村	鈴木 光壽
同二六三 末廣	同	二二、七、一	二級	日置谷村	大口 末治
同二六四 第八八壽	同	二二、六、一六	同	逢坂村	細田 繁正
同 一六 平信	同	二二、七、三〇	同	浜村町	芳田 繁松
同二六五 岡田	同	二二、六、一五	同	中郷村	山本 久藏
同二六六 ヴイマンアニーオブベツシー	同	二二、九、五	同	鹿野町	田中 善次
同二六六 ヴイマンアニーオブベツシー	ホルス種	二二、九、二〇	同	吉岡村	前田 富治
同二六六 ヴイマンアニーオブベツシー	タイン種	二二、二、三	三級	勝谷村	飯田 英正

同二六七 寶居  
 同 一八 小倉  
 同二六八 若山  
 同二六九 大山  
 同二七〇 第二名月  
 同二七一 石原  
 同二四 美穂  
 同二七 宮鶴  
 同 五八 松原  
 同二七五 清水

黒毛和種 二一、四、三〇 二級 寶木村 居川 安藏  
 二二、九、五一 一級 松保村 森本 平造  
 二二、三、一 同 明治村 山根 俊義  
 二二、二、二三 同 大郷村 山田 清治  
 二一、九、一〇 同 神戸村 若狹 鉄治  
 二〇、二、六 二級 明治村 竹内 楠夫  
 二二、六、一五 同 美穂村 上田 正雄  
 二二、七、四 同 同 上田 芳松  
 二二、六、一二 同 松保村 山本 芳藏  
 二〇、一、一五 一級 鹿野町 南條 滝雄

東伯那八橋町八橋 藤本 壽榮  
 同 浦安町上伊勢 野口 武保  
 西伯那大和村小波 杉本 定次  
 同 宇田川村稻吉 塚田朝太郎

◇鳥取縣告示第三百九十九号  
 肥料製造營業廃止の届出により次の者の肥料製造營業免許を取消した。

昭和二十四年七月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 鳥取市丸山町 上田 富子  
 氣高郡青谷町青谷 龜島 喜八

◇鳥取縣告示第四百号  
 水利地益稅調查委員會規程を次のように定める。  
 昭和二十四年七月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 水利地益稅調查委員會規程

第一條 縣に水利地益稅調查委員會(以下單に委員會と  
 いう)を置く。

第二條 委員會は水利地益稅の課稅標準である山林原野  
 の反別の調査を行うものとする。

第三條 委員會は委員二十三名以内を以つてこれを組織  
 する。

第四條 委員は森林組合關係者、森林所有者、学識経験  
 者、縣會議員、市町村長及び縣職員の中から知事が任  
 命又は委嘱する。

第五條 委員長は委員會において互選する。

第六條 委員會は知事がこれを招集する。

第七條 委員長は会務を総理する。  
 委員長事故あるときはその代理者を委員會において互  
 選する。

第八條 委員會は半数以上の委員が出席しなければ會議  
 を開くことができない。

第九條 委員會に幹事及び書記若干名を置き、縣職員の  
 中から知事が命ずる。  
 幹事及び書記は委員長の指揮をうけて庶務に従事する。  
 附 則  
 この規程は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣告示第四百一號

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條  
 の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年七月二十六日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 一、國民健康保險を行う村 二、條例制定の認可年月日  
 氣高郡明治村 昭和二十四年七月十三日

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第三十八號

左記により鳥取縣教育委員會臨時會を招集する。  
 昭和二十四年七月二十六日

00928

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

教科書の種別 会場所在地 会場

- 記
- 一、日時 昭和二十四年七月二十七日午前十一時
  - 一、場所 鳥取市東町 鳥取縣教育委員會委員室
  - 一、附議事項
    - 一、浜村中学校一部事務組合設置について
    - 一、その他

鳥取縣教育委員會告示第三十九号

昭和二十五年使用教科書展示会を次の通り開催する。

- 昭和二十四年七月二十六日
- 鳥取縣教育委員會
- 一、開催の日時
  - 鳥取縣教育委員會
  - 八月十七日まで
  - 各日午前八時三十分より
  - 午後四時三十分まで
- 一、開催の場所

教科書の種別	会場所在地	会場
小学校用	鳥取市吉方町	日進小学校
同	八頭郡賀茂村	育英小学校
同	氣高郡浜村町	浜村小学校
同	東伯郡倉吉町仲ノ町成徳小学校	成徳小学校
同	米子市東町	明道小学校
同	日野郡根雨町	根雨小学校
中学校用	東伯郡倉吉町	倉吉町立西中学校
同	米子市中町	米子市立第二中学校
同	鳥取市東町	鳥取市立北中学校
同	鳥取市東町	縣立鳥取西高等学校 (旧女学校校舎)
高等学校用	鳥取市東町	縣立鳥取西高等学校 (旧女学校校舎)
同	東伯郡倉吉町	同倉吉高等学校 (旧女学校校舎)
同	米子市錦町	同米子西高等学校 (旧女学校校舎)

正 誤

昭和二十四年六月二十四日附鳥取縣公報登載鳥取縣規則第五十四号理容師法施行細則中左の通り正誤する。

00923

頁 行 誤 正

- 四 下の九 椅子一脚につき八、六平方米
- 椅子一脚につき六、六平方米
- 四 下の二二 規定による標数は 規定による腰板は
- 五 上の六 二十「ルツクス」以上 三十一「ルツクス」以上
- 一一 下の二一 第二十七條の規定 第二十九條の規定

昭和二十三年十一月十九日鳥取縣公報第九百六十二号三頁下段四行目「鳥取縣規則第八十七号」は「鳥取縣條例第八十一号」に正誤する。

昭和二十四年七月一日鳥取縣選舉管理委員會告示第十八号三、報告書の要旨中、日本社会党鳥取縣支部聯合会東伯支部一件五百円以上の支出欄件数「一」は「三」の総額「一」は「一、五〇〇〇、〇〇〇」のそれぞれ誤り。

二、支出五、「日本社会党鳥取縣聯合会伯西支部一、二〇〇、〇〇〇」一「家屋費」は「日本社会党鳥取縣支部聯合会東伯支部一、〇〇〇、〇〇〇」二「通信費」の「五、日本社会党東伯支部一、〇〇〇、〇〇〇」一「会場費」の「五、日本

彙 報

鳥取縣總務部地方課

地方自治

一、名称変更について

(一) 埼玉縣八間郡飯能町の区域の内大字名を左記の通り変更し昭和二十四年六月一日から施行になった。

記

旧大字名	新大字名
大字飯能元飯能村	大字飯能
同 飯能元眞能寺村	同 原町
同 飯能元久下分村	同 久下

(二) 長崎縣西彼杵郡黒瀬町を大島町と名称を変更し昭和二十四年七月一日から施行になった。

二、境界変更について

(一) 京都府何鹿郡小畑村を廃しその区域を同郡以久田村に編入し同時に以久田村を豊里村と名称を変更し、昭和二十四年七月一日から施行になつた。

(二) 岐阜縣山縣郡岩野田村を廃しその区域を岐阜市の区域に編入し昭和二十四年七月一日から施行になつた。

(三) 岡山縣英田郡土居村を土居町とし昭和二十四年八月一日から施行する。

(四) 兵庫縣尼崎市及び伊丹市の境界変更について次の通り尼崎市及び伊丹市に編入し昭和二十四年六月五日から施行になつた。

記

イ、尼崎市の区域を伊丹市に編入する区域

市	大字名	字名	地番	地目	摘要
尼崎市	東富松	押櫃	一八五ノ二	田	民有地
同	同	車塚	二二五ノ二	同	同
同	同	同	一三四ノ二	同	同
同	同	同	一三五ノ二	同	同
同	同	同	一三八ノ二	同	同
同	同	同	一三九ノ二	同	同

市	大字名	字名	地番	地目	摘要
伊丹市	野間	イノソ	五一八ノ二	田	民有地
同	同	同	五二二ノ二	同	同
同	同	同	五七一	同	同
同	同	同	五二九ノ二	同	同
同	同	同	五二六ノ二	同	同
同	同	同	五二三ノ二	同	同
同	同	同	五〇六ノ二	同	同
同	同	同	五〇五ノ二	同	同
同	同	同	四三七ノ二	同	同

ロ、伊丹市の区域を尼崎市に編入する区域

三、重縣名賀郡張町の区域のうち大字瀬口大字中知山大字夏見大字中村大字青蓮寺の区域を分ちその区域を以つて、名賀郡箕曲村を設置し昭和二十四年八月一日から施行する。

四、長崎縣南高來郡愛野村及び北松浦郡平村をそれぞれ愛野町、平町とし昭和二十四年八月一日から施行する。

昭和二十四年七月二十六日印刷  
昭和二十四年七月二十六日

鳥取縣公報

(昭和四年四月十日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市  
鳥取縣鳥取市